

1. 介護保険における住宅改修について

項目	内容
対象者	<p>■要支援1～2・要介護1～5と認定された方</p> <p>※認定申請中に改修した場合、認定が出てから工事後の申請と支給決定を行います（認定結果が「非該当」の場合は支給されません）</p> <p>※入院中に改修した場合、退院してから工事後の申請と支給決定を行います（退院できず改修後の住宅を利用しなかった場合は支給されません）</p>
対象となる住宅	<p>■被保険者が居住する住宅（被保険者証記載の住所）</p>
住宅改修の必要性	<p>■被保険者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、住宅改修が必要と認められる場合</p> <p>※被保険者の心身の状況に合わせ、在宅生活を営みやすくするという目的でなければ住宅改修費の該当工事であっても保険給付として認められません（本人が利用しない居室に手すりを取り付ける工事等）</p>
利用限度額	<p>■介護度に関係なく、居住する住宅に対し受給者1人あたり20万円まで</p> <p>※限度額20万円を超えた額については全額自己負担</p> <p>※1回の改修で使い切らず、数回に分けて利用することも可能</p>

<介護保険における住宅改修の基本的な考え方>

*在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、手すりの設置や福祉用具導入の際必要となる段差の解消などの住宅改修が給付の対象

*必要最小限かつ、個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事であること

心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる場合に限り支給され、

- ・老朽化に伴う改修（資産の更新）
- ・新築、増築（資産の形成）
- ・日常生活上の動線以外の改修

は介護保険の給付対象外です。

<介護保険の給付適正化>

介護保険の財源は半分が公費（税金）、残りの半分が40歳以上の被保険者からの保険料で構成されています。受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することが、介護保険制度持続の可能性の維持につながります。このため介護保険住宅改修においても、施工事業者、ケアマネジャー、保険者（鏡野町）が連携し、その目的や手段等が適切で、利用者の状態に適した住宅改修を行うことが、介護保険の給付適正化につながります。

2. 対象となる住宅改修の内容と範囲

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として設置するものが対象

[付帯工事]

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

【参考事例】

給付対象	居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等） 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ） 固定されている家具への手すり取付け（手すりの安全性を確認できる場合のみ）
給付対象外	集合住宅等の共用部分の手すり（ただし、貸主の承諾があり動線上であれば可） 敷地外の手すり 固定されていない家具等への手すりの取付け

○固定せず床に置くものや便器を囲んで使用するものは「福祉用具貸与」の対象となります。

○横手すりの両端は、そで口を引っかけ転倒につながることをしないよう、下に曲げ込むか、エンドブラケットを用いてください。

○本人に適した直径の手すりとなるよう配慮してください。

ハンドレール（手をすべらせて使用する移動用の手すり。廊下等に取り付ける。）

目安は直径 32mm～36mm

クラブバー（しっかりつかまって使用する手すり。浴室やトイレ等に取り付ける。）

目安は直径 28mm～32mm

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消をするための工事が対象

[付帯工事]

浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置工事（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）も対象

【参考事例】

給 付 対 象	<p>各居室の敷居を低く（撤去）する工事</p> <p>スロープ・踏み台を固定設置する工事</p> <p>浴室の洗い場のかさ上げ工事</p> <p>敷石をコンクリートスロープにする工事</p> <p>階段の勾配を緩やかにする工事</p> <p>浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事</p> <p>傾斜の解消</p> <p>転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）</p>
給 付 対 象 外	<p>床下収納スペースを埋める工事</p> <p>スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事</p> <p>昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事</p> <p>浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事</p> <p>転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため）</p> <p>着脱式の踏み台の設置(着脱できないように固定する際は支給対象)</p>

○固定しないスロープは「福祉用具貸与」、固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

○動線が通っていない面積部分は支給対象外です。

○スロープの傾斜は、その高さを長さで割った時 1/12～1/15 が目安です。

○路面舗装やスロープ設置工事の場合、支給対象とする幅は、おおむね 1.2m です。

○屋外の段差解消（段差を小さくする工事）及び上がり框の段差解消は、最大幅 90cm まで支給対象とします。

○床全体のかさ上げは、他に方法がなくやむをえない場合に支給対象とします。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更
- ・浴室では滑りにくい床材への変更
- ・通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更 等が対象

〔付帯工事〕

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤整備も対象

【参考事例】

給 付 対 象	畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 浴室の床材を滑りにくい床材に変更 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 階段の滑り止め（固定される場合のみ）
給 付 対 象 外	老朽化による床材の張り替え 滑り止めマットを洗い場に置くだけ 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

○動線が通っていない面積部分は支給対象外です。

○改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は、支給対象となりません。

（４） 引き戸等への扉の取替え

- ・ 開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等へ取替えなど扉全体の取替え
- ・ ドアノブの変更、戸車の設置
- ・ 扉の撤去 等が対象

〔付帯工事〕

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象

【参考事例】

給 付 対 象	開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取替え 重い引き戸から軽い引き戸への取替え 扉の位置・ドアノブ・戸車・吊元の変更 ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更） 扉の撤去
給 付 対 象 外	自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用 間口の拡大 引き戸等の新設（扉の取換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可） 雨戸の取替え 水道蛇口、水洗金具等の交換

(5) 洋式便器等への便器の取替え

- ・和式便器から洋式便器への取替え
- ・既存の便器の位置や向きの変更 等が対象

[付帯工事]

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象

※水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

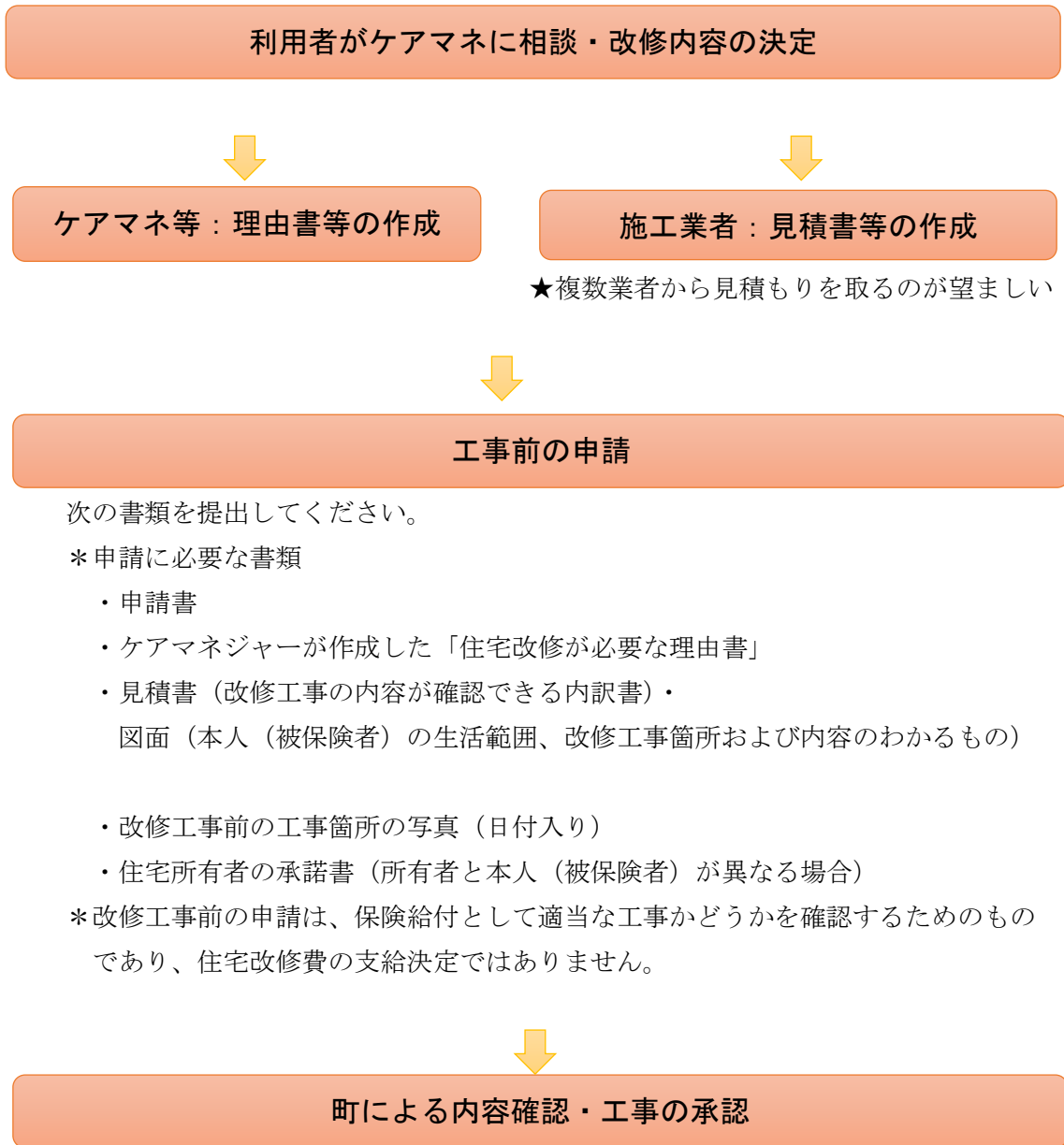
※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。

【参考事例】

給付対象	和式便器から洋式便器への取替え 洋式便器の向きを変える工事 便器の取替えに伴う床・壁の解体費の一部、床の修復工事
給付対象外	洋式便器から洋式便器への取替え（ただし、身体状況等の理由により、便座の高さが低い（高い）洋式便器に取り換える場合は支給対象） 既存の和式便器はそのままで、新規に洋式便器を設置 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え

○和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し、支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合でこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外です。（便器の取り換えを介護保険住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がりが困難な場合等を想定しているため。）

3. 手続きの流れ



次の書類を提出してください。

*申請に必要な書類

- ・申請書
- ・ケアマネジャーが作成した「住宅改修が必要な理由書」
- ・見積書（改修工事の内容が確認できる内訳書）・
 図面（本人（被保険者）の生活範囲、改修工事箇所および内容のわかるもの）
- ・改修工事前の工事箇所の写真（日付入り）
- ・住宅所有者の承諾書（所有者と本人（被保険者）が異なる場合）

*改修工事前の申請は、保険給付として適当な工事かどうかを確認するためのものであり、住宅改修費の支給決定ではありません。

工事前の申請で提出された書類の次の点について確認をします。必要があれば修正を依頼します。

- 工事箇所の住所は被保険者証記載のものであるか
- 対象外の工事が含まれていないか
- 利用者の心身の状態や住環境の状況等と工事内容に整合性があるか
- 図面、写真、見積書が改修箇所やその内訳を適切に読み取れるものとなっているか
- 見積書の額は適切であるか（対象外の費用が含まれていないか） など

工事の内容や提出書類に問題がないことが確認できたら、書類一式をケアマネジャーにいったん返却します。



住宅改修工事の施行



工事後の申請

次の書類を提出してください。

*申請に必要な書類

- ・工事の承認後に返却した書類一式
- ・領収証（原本、本人（被保険者）氏名の記載もの）
- ・請求額（工事費）の内訳書（内訳内容が見積書内容と同じ場合でも必要）
- ・改修後の工事箇所の写真（日付入り）

その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。



支給決定

4. その他注意点

- (1) 事前申請の内容と事後申請の内容に相違がある場合、住宅改修費の支給は認められず全額自己負担になります。トラブルを未然に防ぐため、工事内容の変更依頼があった際は、必ず担当ケアマネジャーにお問い合わせください。
- (2) 病院に入院中であるが退院を見込んで住宅改修をされる場合、退院が確認でき次第、事後申請が可能になります。
- (3) 介護認定新規申請中の場合、住宅改修の申請はしていただけますが、介護認定が非該当であった場合、対象にはなりません。(全額自己負担となります。)
- (4) トイレが古くなったから新しいものに代えたい、ケアマネジャーの相談なしに住宅改修をしてしまった、本人は使わないが階段が急で危ないから手すりが欲しい、これらの理由での申請はすべて対象外になります。介護保険の住宅改修は、対象の方が心身の状況によってできなくなってしまったことをできるようにすることが目的です。